

2018年2月1日

日本学生自転車競技連盟
理事長 松倉 信裕
審判委員会 荒井 純一
(公印省略)

第3級公認審判の審判登録料と審判登録証の顔写真データについて

審判登録料について

本年度学連開催の第3級公認審判員講習会において試験に無事合格した場合、会場内で審判登録料2000円を現金で事務局にお支払ください。(公財)日本自転車競技連盟(以下「JCF」という)への審判登録証発行の申込は学連でまとめて行います。もし、お支払いを会場内でできなかった場合は、個人でJCFのホームページから新規で審判登録の手続きをするようお願い申し上げます。(なお、当日お釣りが不要ないように2000円ピッタリでご用意ください。)

審判登録証の写真データについて

また、審判登録証に顔写真を入れたい場合は、以下のようにお願いします。

- 2MB(メガバイト)以内のカラーのJEPG(ジェイペグ)データ
- 縦横の比が 3.0:2.4 (縦369pixel × 横295pixel)
- 顔のサイズが縦幅の8割程度になるように
- 背景無地単色
- 正面より撮影
- 無帽
- データのファイル名に必ず漢字でフルネームの氏名をつけること
- データはメールに添付して学連事務局 jicf@remus.dti.ne.jpへ2月10日(土)までにご送付ください。期日を過ぎた場合は、写真を入れることはできませんので、ご承知おきください。

審判資格の有効日と審判登録証の郵送について

なお、今回の審判資格は合格した場合、合格した日から有効となりますので、審判登録証が手元になくとも申請中ということで審判業務を行うことができます。審判登録証は後日指定業者より登録住所へ3月中に郵送される予定です。

また、審判資格の期限は2018年12月末ですので、以降は各個人でJCFのHPから更新の手続きをお願いします。

不明な点についてはメールで学連事務局宛てjicf@remus.dti.ne.jpまでお問い合わせください。(電話では対応できませんので、メールをお願いします)

以上